

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月26日（金）午後3時00分から午後3時38分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（18人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
職務代理者	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
職務代理者	16番	萩本厚生
	17番	内田孝光
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員（0人）

5. 出席推進委員（17人）

本田あゆ子  
福島正一  
中西千代志  
宮本貞義  
渡邊康之  
西田政彦  
吉田寛実  
中西芳裕  
石田雄一  
有村敏之  
吉田友彦  
林田孝介  
増田武夫  
上原 誠  
田崎千明

長井三規  
黒田浩一郎

#### 6. 議事日程

- 第1 議案第61号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第62号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第63号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第64号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第5 議案第65号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第6 議案第66号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について

#### 7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
局次長兼係長	山本康博
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	平川祥子

#### 8. 会議の概要

事務局長

ただ今から総会のほうを始めさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、今回も前回同様、国・県が示した新しい生活様式を用いまして、総会の開催に関し、注意事項を申し上げたいと思います。すみませんが、着座にて御説明致します。

御発言につきましては、会場内1か所に設けております、あちら講演台のスタンドマイクの場所にて発言をしていただきます。

総会時間の短縮や議事録の作成の観点から、簡潔明瞭で発言させていただきます。

以上、委員の皆様方には、大変御不便をおかけいたしますけれども、御理解と御協力をお願い致します。

それでは、ただ今から2月の総会を開会したいと思います。

本日の出席委員は全員出席です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願い致します。

議長

皆さん、こんにちは。ちょっと久しぶりの雨で寒い中、足元が悪い中、御出席いただきましてありがとうございます。

今月の議案書に、次回改選に伴う各委員の募集要項等が同封されておりました。思い起こせば、もう3年経つのかと思いながら目を通した次第ですが、今年は新型コロナ

ナウイルスの影響により、〇〇を囲んでの〇〇〇、任期満了による〇〇の中止など、相次いで中止になって、非常に残念な気持ちでいっぱいです。

県において緊急事態宣言が解除となりましたが、各委員におかれましても、今一度、十分に留意されまして注意をしていただくことをお願い致します。

それでは、ただ今より3月の農業委員会総会を始めます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名致します。

16番 萩本厚生委員、17番 内田孝光委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。議案書のとおり進行しますので、よろしくお願い致します。

議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第61号、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権の許可申請、所有権移転の許可申請について、議案書1ページから2ページの通り付議致します。

今月の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、使用貸借権申請が1件、所有権移転申請は譲与が1件、売買による取得が4件ありました。

地目は、使用貸借権申請が、田、1万7,925平方メートル、所有権移転申請が、田、7,819平方メートルで、合計の面積は2万5,744平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載通りです。これらは農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

申請第1号について、御説明します。

21日に、譲渡人の〇〇〇〇さんに行ってきました。話を聞きましたが、自分の農業者年金受給のために、息子の〇〇〇〇さんに譲り渡したいということで、この件は適正なものと考えます。

それでは、審議の程をよろしくお願い致します。

議長

2番、代陽・太田郷。

推進委員

代陽・太田郷担当の渡邊です。申請番号2番について御説明致します。

2月23日、田口委員と共に、申請地のほうを確認に行ってまいりました。

場所は中片町、新八代駅〇側△△△メートルの地点にあります。

この場所を、譲受人の方は、長年、我が家の一区画内の圃場の中の一部であったため、〇〇をしておられました。この度、買い上げて今まで通り作付けをしたい、とのことでした。

続きまして、3番、西片町、2番の申請の場所の南側道路隣になります。

こちらの方も一区画内の一部を小作しておられて、この度、買い上げまして、今まで通り作付けをしていきたいとのことでした。

何ら問題はないと思いますので、御審議方よろしく申し上げます。

議 長

4番、植柳・麦島。

推進委員

植柳・麦島担当の吉田です。4番について説明致します。

2月24日、中村委員さんと現地調査を行いました。

申請地は大福寺町、八代工業高校より〇〇の方向へ約△△△メートルの所にある、8連棟のビニールハウスになります。ここは1枚1反の面積でありまして、3枚の圃場に8連棟のハウスを建てられており、真ん中の1枚が譲渡人の田んぼになっていまして、建てられた時から借りておられまして、今回は買ってほしいということで相談があり、自分のものにして、引き続きハウスを作りたいとのことでした。

何ら問題はないかとは思いますが、審議方よろしくお願い致します。

議 長

5番、高田。

推進委員

高田担当の中西です。5番について説明致します。

24日に、高野委員さんと申請地の確認を行いました。

場所は、平山新町△△△△で、八代高専から〇に△△△メートルほどの所にある農地で、譲渡人の〇〇〇〇〇さんは、埼玉県に住んでおられます。高齢でもあるために、今まで長い間耕作されていた譲渡人の〇〇〇さんに譲与されたい、とのことでした。

〇〇さんは、水稻と畜産の牛を飼育されています。後継者である長男も、日々農業に励まれ、安定した農業経営を営んでおられます。

保有する農機具や資産についても十分であり、計画的に規模拡大を望んでおられますので、申請地を取得後は、将来にわたり有効に利用されるものと判断できます。

したがって、何ら問題はないと思いますので、御審議方よろしく申し上げます。

議 長

6番、金剛。

推進委員	<p>金剛担当の有村です。</p> <p>2月21日、内田委員と現地を確認致しまして、農家の売買でございます。何ら問題はないと思いますので、審議方よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>では、異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。</p> <p>議案第62号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第62号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書3ページのとおりに付議します。</p> <p>今月の申請は1件で、その内容は議案書記載の通りです。</p> <p>事務局からは、農地転用許可の立地基準について、説明致します。</p> <p>1番の案件は、都市計画の用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。なお、この案件は無断転用でしたが、追認許可を得るための始末書が添付されています。</p> <p>次に、一般基準についても、農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、許可は可能と考えます。</p> <p>それでは、御審議方よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1番、八千把。</p>
推進委員	<p>八千把担当の中西です。申請番号1番について説明します。</p> <p>申請場所は、田中町の〇〇〇〇〇の△△△メートル〇〇に当たり、去年の9月30日に採択された案件でしたが、一部が無断転用だったため、今回の申請になりました。何ら問題がないと思います。審議をお願いします。</p>

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第63号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第63号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから8ページの通り付議致します。

今月の申請は、所有権移転が17件、賃借権が1件、使用貸借権が2件、合計の20件で、内容につきましては、議案書記載の通りです。

それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、農用地区域内にある農業用施設用地に用途区分されている農地のため、許可は可能と考えます。

次に2番から、7ページ、14番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、15番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替性については検討済みであることから、許可は可能と考えます。

次に、16番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また土地選定の代替性について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

8ページ、お願いします。

次に、17番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、18番の案件は、JR千丁駅から概ね300メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、19番の案件は、八代市鏡支所から概ね500メートル以内に位置する農地のため、第2種農地に区分されます。土地選定の代替性について検討済みであることから、許可は可能と考えます。

最後に、20番の案件は、JR有佐駅から概ね500メートル以内に位置する農地のため、第2種農地に区分されます。既存の工場及び倉庫を拡張するものであり、土地選定の代替地はなく、許可は可能と考えます。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

1番、八代・松高。

推進委員

八代・松高地域担当の宮本です。1番について説明をします。

21日の日に萩本委員さんと現地確認を致しました。

場所は○○○○○○○○△△店から南へ△△△メートルの所になります。

譲渡人は○○○○さん、譲受人は○○○○○○○○さんで、農産物生産と出荷をされ、そして、会員さんも現在は18名に増え、需要も多く、現在の倉庫では手狭になったため、申請地に、集出荷用倉庫と事務所を、建設されます。

東は自宅で、近辺は住宅地になっております。南は道路、排水、西は本人の農地であります。北は農地ですが、同意されておられます。

担当委員といたしましては、何ら問題はないと思います。御審議よろしくお願ひ致します。

議 長

2番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号2番から7番について説明します。

2番は、場所的には大村町の臨港線沿いの○○○○の△△メートル北側にあたり、現況、畑として利用されている農地で、この農地を父親より借り受けて個人住宅を建築したい、といった申請になります。

何ら問題はないと思います。

3番は、場所的には、古閑中町の○○○○の△△メートル南側にあたり、現況、荒地状態の農地で、ここを○○○○さんが住宅建築用地として取得したい、といった申請になります。

何ら問題はないと思います。

4番は、場所的には、古閑中町の○○○○の隣接した北側、現況では水稻を耕作

されている農地で、現在の〇〇〇〇〇の園庭に、遊戯室と学習室を建築するため、代わりに園庭を申請地に造りたい、といった申請になります。

何ら問題はないと思います。

5番、6番は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇〇の区画割の造成地で、それぞれ個人住宅を建築したい、といった申請になります。

何ら問題はないと思います。

7番も古閑中町の区画整理区域内の、現況、造成されている農地で、ここを〇〇〇〇〇〇さんが6区画の宅地分譲地にしたい、といった申請になります。

何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議 長

8番、代陽・太田郷。

推進委員

代陽・太田郷担当の渡邊です。8番から14番について、続けて御報告致します。まずは、8番から11番です。これは隣接するところにありまして、譲受人の方が親子関係にあたられます。

それでは、まず8番、西片町、八代地域振興局、〇〇△△△メートルの住宅に囲まれた場所にあります。ここにアパートを2棟建てたいということでした。

続きまして、9番、同じく隣接する場所にありまして、そこもアパートを2棟建てたいということでありました。

続きまして、10番、アパートの隣接地でありまして、この場所を一体的に利用するために駐車場を造りたい、ということでありました。

続きまして、11番、ここも隣接の場所にありまして、一体的に利用するために道路として使用したいとの申請でありました。

以上、11番まで何ら問題はないと思います。

続きまして、12番、長田町、八代地域振興局より〇〇△△△メートルの住宅街にありまして、この場所を、譲受人の方が、現在他県に住んでおられますが、この度帰ってこられまして、個人住宅を造りたいということでありました。そこで、自分の宅地と道路の間に狭い土地が残っておりまして、そこを譲与されて、宅地拡張をしたいということでした。

何ら問題はないと思います。

続きまして、13番、上日置町、〇〇〇〇〇〇〇〇〇△△△メートルの住宅街にあります。そこを譲受人の方が、現在、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇の事業をなさっておられて、この度、〇〇〇〇町に所有する倉庫を賃貸契約することが決まりまして、倉庫内にある資材をどこかに移さなくてはならないということで、これからの事業展開を考えられ、地元で土地を探しておられて、この度、申請地を資材置き場として使いたいとのことでした。



続きまして、14番、井上町、八代第二中学校〇〇△△△メートル、臨港線〇〇〇〇、鹿児島本線〇にありました。そこを現在、我が家の駐車場がないため、そばに駐車場を借りておられましたが、何分、使い勝手がよくないとのことで、近所に駐車場を探しておられ、隣の土地が駐車場として最適であることがわかられて、そこを買われて駐車場としたいとのことでした。

以上、何ら問題はないと思いますので、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

15番、龍峯。

推進委員

龍峯の西田です。申請番号15番について説明します。

申請地は、国道3号線の興善寺町〇〇〇の〇側、△△メートルの地点です。

光永委員と一緒に現地を確認致しました。

譲受人の〇〇〇〇〇さんは、川田町東にある実家を拠点に、米、果樹栽培で農業を営んでいます。今回、実家と少し離れ、往来もしやすい耕作地に近い本申請地に住宅を建築したいとのことです。

申請地周辺は住宅地が広がっていて、道路、生活排水路も整っており、問題ないと思われま。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

16番、植柳・麦島。

推進委員

植柳・麦島担当の吉田です。16番、17番について説明致します。

まず16番、2月24日に中村委員さんと現地調査を行いました。

申請地は中北町、第三中学校寄りへ〇約△△△メートルの所です。ここに南部幹線による移転で、家と倉庫を立てたいとのことです。

何ら問題はないかと思いますが、審議方よろしく申し上げます。

17番、申請地は植柳上町、植柳小学校より〇へ△メートルぐらいのところになります。ここは無断転用になっておりましたが、今、駐車場として使われておりまして、一部分42平米が転用していないことに気付かれ、この度許可申請となりました。

ここも何ら問題はないかと思いますが、審議方よろしく申し上げます。

議 長

18番、千丁。

推進委員

千丁の増田です。18番について説明致します。

22日、深田委員、推進委員3名で現地を確認致しました。

申請地は千丁町新傘田、市役所千丁支所より、〇側△キロメートルにあり、千丁駅

にも近く、譲受人の方が譲渡人の申請地を買受け、建売住宅を計画されたいとのこと  
です。

御審議よろしく申し上げます。

議 長

19番、鏡。

推進委員

鏡担当の田崎です。申請番号19番について御説明致します。

24日の日に現地確認にまいりまして、申請地は鏡支所の〇、約△△△メートルの  
位置になります。今現在、父親と実家で同居をしているそうですが、手狭になったの  
で、父親の土地を借受けて、個人住宅を建てたいというお話でした。

何ら問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。

議 長

20番、鏡。

推進委員

鏡担当の長井です。20番について御報告します。

2月20日に現地を確認してまいりました。

申請地は鏡町、鏡小学校の〇、約△△△メートルのところにあります。この譲渡人  
の〇〇〇〇さんは、米の〇〇〇〇をしておられます。近年は販売実績が増加傾向にあ  
って、今後はさらに取り扱い件数が増えることが見込まれるため、これに対応できる  
ように〇〇〇〇と〇〇を拡張したいということで、現在ある〇〇の隣にあります、こ  
の申請地を譲り受けまして、新しく工場と倉庫を建てたいということでした。

何ら問題はないと思えます。よろしく申し上げます。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第64号、事業計画変更承認願いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第64号、農地法第5条事業計画変更申請について。

議案書9ページの通り付議致します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載の通りです。

平成10年7月22日付で農地転用許可を受けた事業計画について、事業遂行が困難になったため、事業計画の目的を変更するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的は、建売住宅を建築し販売するものでしたが、許可後、アパートを建築する内容となっています。

申請地は、第2種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であること、また、周辺のうちに悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、高田。

推進委員

高田担当の中西です。1番について説明致します。

24日に高野委員さんと申請地の確認を行いました。

場所は本野町△△△△番地1筆で、○○○○○○△△店の○側△△△メートルほどのところにある土地で、○○○○さんが平成10年7月に建売住宅を建築する予定で許可を受けられていましたが、一部埋め立て済みのまま現在に至っており、今回、アパート用地として有効活用されたいとのことでの事業計画変更の申請で、何ら問題はないと思われま。

御審議方よろしく申し上げます。

議 長

この案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。

議案第65号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第65号、農業経営基盤強化促進法第19条、農用地利用集積計画の公告を議案書10ページから78ページの通り付議致します。

今月は、貸借権設定が133件、面積は57万8,527.31平方メートル、所有権移転が3件、面積は1万7,924平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。なお、この基盤法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除を受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月3月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、3月10日水曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、郡築十二番町、鏡町両出、鏡町塩浜、鏡町北新地の予定です。地区の担当委員さんへは、農業公社との調整が出来次第、日程を連絡しますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第66号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第66号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を、議案書79ページから86ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、貸借権設定が15件で、面積は8万7,521平方メートル、使用貸借権設定が1件で、面積は1,467平方メートル、合計の面積は8万8,988平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第66号の説明につきましては以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議 長

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第5条許可証の返戻願、地目変更並びに農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告します。

これをもちまして、2月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和3年2月26日

八代市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_